

七大学柔道大会試合審判規定

前文

七大学柔道大会は昭和二十七年に始められた。七大学柔道大会の母体とも言うべきものは、第二次大戦以前から高専柔道大会という形態で行われていた。現行国立七大学は、北海道大学・東北大学・東京大学・名古屋大学・京都大学・大阪大学・九州大学で構成されている。輝かしい伝統を持ち、環境のよく似た大学に在学する七大学柔道部員が一年間研究に研究を重ね鍛えに鍛えた技と力をお互いにつけあうために本大会は毎年一回開催される。本大会を通じて、お互いの切磋琢磨によって、日本の学生柔道を牽引していくような立派な七大学柔道を作り上げていかなければならない。柔道を学ぶなかで絶えず心身練磨、自己修養を心掛けることはとりもなおさず七大学柔道の発展に寄与することである。柔道は立技と寝技を同時に習得して初めて完成されるものでもある。この意味で七大学柔道は、寝技の実力向上を大きな目標としている。本大会において、第3回大会以降、「引き込み」を認めているのはこのためである。また、試合の進行を円滑にし、実力を十分に発揮させるために、場内外の規定を弾力的に運用する。各試合者は本大会の趣旨を理解して正々堂々と試合することを心掛けなければならない。（以上の前文は、昭和48年に制定されたもの）

試合規定

- 第1条 各大学より1チームを出し、1チームの選手は20名とする。選手は各大学学部在籍学生とする。ただし、学部に入學後、通常の学部修了期限すなわち医学部等では6年間、その他の学部では4年間を経ずして同じ大学の大学院へ進学した学生は、通常の学部修了年限の範囲内において選手資格を有する。
- 第2条 試合の組合わせ及び順序は、大会の前日に開かれる「主将審判会議」の席上抽選をもって定める。但し、その年の主管大学は第7番籤を当てるものとする。
- 第3条 試合者は選手の中から各試合ごとに15名選ばれる。残りの5名は補欠とする。試合者の出場順は各試合ごとに随意とする。
- 第4条 試合場は原則として五間四方（50畳）とし、外周に出来るだけ広い余地を取ることとする。
- 第5条 試合は試合場内で行うものとする。但し、試合者の双方または一方が故意ではなく場外に出た場合には、できるだけ試合の進行を中断しないという配慮から、審判員の判断により試合を継続させる。
- 第6条 試合は勝ち抜き試合とする。
勝負は「一本」「技有り2回」を一方が取ったとき、あるいは第20～23条、第26条、第35条の規定によって決定される。勝者は次の出場順の試合者と対戦する。上記以外の場合は、「引き分け」とし、両試合者は退場し、次の出場順の試合者が対戦する。
- 第7条 大将戦で試合の勝者が決しないときは、両チームは試合者の中から代表者を随意に選び、代表戦を行う。3回の代表戦でも勝敗が決しない場合は抽選にて決定する。但し、決勝戦は勝敗が決するまで代表戦を続ける。同一選手が2度以上代表者となることはこれを妨げない。
- 第8条 試合時間は6分間とする。但し、大将ならびに副将の試合時間は8分間とする。代表戦の試合時間は6分間とする。なお、試合が中断された時間は上記の試合時間から除外される。
- 第9条 主管大学は審判長1名を選任し、審判長は大会の審判活動全般を統括する。各大学チームは部長、師範、監督、コーチあるいは卒業生の中から審判員として、少なくとも主審2名、副審1名を指名し、登録する。審判員は本規定に精通し、七大学柔道を指導できる者とする。
- 第10条 各試合の審判員は原則として主審1名、副審2名で構成される。主審は師範またはそれに準ずる者が行うものとする。各試合の審判員は、対戦する両チーム以外のチームから指名された審判員が務める。各試合の主審および副審が、同一チームの指名による審判員で占められることは原則として避ける。
- 第11条 主管大学は大会の顧問医師を最低1名（望ましくは2名以上）選び、顧問医師は試合での医療処置を担当する。
- 第12条 試合者は試合場の中央で二間の距離をおいて向かい合って立ち、互いに立礼を行い、一步前に進み出て、審判員の「始め」の宣告により試合を始める。
- 第13条 試合者は試合が終わったとき、開始時の位置に戻り、向かい合って立ち、審判員の指示あるいは宣告の後、一步後ろに下がって、互いに立礼を行う。
- 第14条 対戦する両チームは、時計係を各1名指名する。指名された時計係は試合時間、「抑え込み」時間及び停止時間（「待て」または「そのまま」）を測るとともに、試合時間の終了及び「抑え込み」の終了時間を鈴等によって審判員に知らせる。また抑え込み「解けた」までの「抑え込み」時間は、その都度適当な方法によってこれを審判員に知らせる。

第15条 試合は柔道衣を着用し、紅または白の紐を各々その帯の上に締める。柔道衣は下記の条件に合ったものでなければならない。服装について、各大学監督が責任を持ち、試合前に審判員がチェックする。

1. 上衣の身丈は、帯を締めたときに臀部を覆う程度とする。
2. 袖は緩やかで、前腕最大囲のところで袖口との空気が少なくとも5 cm以上あり、長さは前腕の半ばをやや越える程度以上とする。
3. 下穿は緩やかで、下腿最大囲のところで裾口との空気が少なくとも7 cm以上あり、長さは下腿の半ばをやや越える程度以上とする。
4. 帯は上衣のはだけるのを防ぐため適当な締め方で結び、その結び目から15 cm以上の余裕のある長さであること。

第16条 柔道衣以外の服装や身体についての規定は次のとおりとする。

1. 試合者は爪を短く切ること。
2. ハードコンタクトレンズを身に着けてはならない。
3. 硬い物質又は金属類等の相手や自身に危険を及ぼすものは、一切身に着けてはならない。
4. 頭髮は上衣の襟にかかってはならない。長い髪は試合進行に支障が生じないように束ねること。

審判規定

第17条 審判員の決定に対する抗議は、これを認めない。

第18条 主審は場内において試合の進行ならびに勝負の判定を司る。副審は主審を補佐する。副審2名は場外において勝負の見やすい相隔たった場所にそれぞれ位置する。副審は主審の判定に対して異なる意見があれば、立ち上がる等により積極的かつ速やかに主審に申し出なければならない。合議の上、主審は副審の意見を採用して判定を変更することができる。ただし、副審2名共に主審と異なる判定をした場合は、試合の流れを止めないために、主審が副審2名の意見を考慮して合議無しで判定を変更することもできる。

第19条 「引き込み」はこれを認める。

なお、「引き込み」とは、それを施された相手が立てない状態、あるいは相当な努力をしてつり上げたり振り払ったりして立ち上がらなければ逃げられない状態に持ち込む行為を言う。

第20条 主審は、試合者の施した投げ技または固め技を「一本」と認めたとき、「一本」と宣告して片手を上方に高く挙げた後、「それまで」と宣告してその試合を止めさせ、双方を試合開始時の位置に戻らせた後、手を挙げて勝者を指示して勝ちを宣告する。

第21条 主審は、試合者が「技有り」を取ったと認めたとき、「技有り」と宣告し、掌を下にして片手を側方肩の高さに挙げる。同一人が「技有り」を再び取ったときは「技有り」と宣告して片手を側方肩の高さに挙げた後、「合わせ一本」と宣告して片手を上方に高く挙げる。「それまで」と宣告して試合開始時の位置に戻らせた後、手を挙げて勝者を指示して勝ちを宣告する。

第22条 主審は、試合者の一方が「技有り」を取った後、他方が反則行為を用い「警告」を受けたとき、または試合者の一方が反則行為を用い「警告」を受けた後、他方が「技有り」を取ったときは、「総合勝ち一本」と宣告してその試合を止めさせ、双方を試合開始時の位置に戻らせた後、手を挙げて勝者を指示して勝ちを宣告する。

第23条 主審は、勝負が決しないまま試合時間切れの場合は「それまで」と宣告してその試合を止めさせ、試合者双方を試合開始時の位置に戻した後、手を上方から前方に下ろして「引き分け」と宣告する。

第24条 主審は、次の場合には「待て」と宣告して、試合を一時止めさせる。再び始めるときは、両試合者を試合開始時の位置に戻らせた後、「始め」と宣告する。

1. 試合者が場外に出て、試合の継続が不可能と判断されるとき。
2. 試合者が反則行為を行ったとき。
3. 試合者が負傷したり、発病したとき。
4. 試合者の服装が乱れたとき。ただし、状況に応じて主審の判断により、「そのまま」を宣告したうえで、適切な方法で服装を直すこともできる。
5. 試合者の一方が背後からからみつき、相手が立ち上がった場合、からみついた試合者の両足が畳から離れたとき。及び下から三角固めを施した場合、相手が立ち上がることにより、三角固めを施した試合者の肩が畳から離れて、頸椎に損傷を受けることが予想されるとき。
6. 試合者の一方が立ち姿勢になり、下から技を施したり引き込もうとする相手の体を引き上げて、肩が畳から離れたとき。ただし、ジャンプにより相手を一時的に持ち上げたときは除く。
7. 腕緘等の関節技に抗する体勢が続き、試合を継続させると肩関節を脱臼させると判断されるとき。

8. 顎に上衣の襟または手が掛かったまま絞め続けているとき。ただし、絞技ではなく、他の固技を試みている場合は除く。
9. 肩三角グリップ等のように肩と首を抱える体勢での抑え込みに際し、抑えられた者の頸部に重大な支障を及ぼすと判断されるとき。
10. 試合者の一方がうつ伏せて亀状の形をとり両者が攻める意思がない場合または両者が離れたとき。
11. 試合者の一方が「引き込み」を施したにもかかわらず、手や足が外れて両試合者の体が離れた場合、「引き込み」を施された試合者が攻める意思が無いとき。
12. その他、主審が必要と認めたとき。なお、主審が「待て」と宣告する以前に施した技は、試合者が場外にあっても判定の対象とする。

下記の第 13 項～ 14 項の場合は、「待て」を宣告しない。

13. 相手の脚を自身の両脚で挟むまたは搦める体勢により膠着したとき。
14. 寝姿勢の状態から、試合者双方が立ち姿勢に移行したとき。

第25条 主審は、試合者が第 27 条に該当する反則行為を行ったとき、その行為の程度により「注意」「警告」および「反則負け」を判定し、その試合者に宣告する。なお、反則行為の判定は原則として審判員の合議による。

第26条 反則行為の判定は次の基準により行い、処置する。

なお、反則に近い行為があった場合には、適宜指導を行う。

1. 「注意」。軽度の反則行為に対して「注意」を判定する。主審は「注意」の宣告を行う場合、試合を一時中断させ、両試合者を試合開始時の位置に戻らせた後、両者を立たせたままで「注意」の宣告を与える。
2. 「警告」。かなり重度の反則行為に対して「警告」と判定する。また「注意」に相当する反則行為を再び行ったときも「警告」と判定する。主審は「警告」の宣告を行う場合、試合を一時中断させ、両試合者を試合開始時の位置に戻らせ、両者を正座させた後、「警告」の宣告を与える。「警告」は「技有り」を相手に取られたものと同等にみなす。
3. 「反則負け」。重度の反則行為に対して「反則負け」と判定する。「注意」を与えられた者がさらに「警告」に相当する反則行為を行ったとき、「警告」を受けた後「注意」または「警告」に相当する反則行為を再び行ったときは「反則負け」と判定する。また「反則負け」相当未満の反則を犯したとき、結果として相手はその反則のみの原因により負傷し試合中止が決定した場合は、「反則負け」相当の反則行為とみなす。主審は「反則負け」の宣告を行う場合、試合を止めさせて、両試合者を試合開始時の位置に戻らせ、両者を正座させた後、「反則負け」の試合者を手で示しながら「反則負け」を宣告する。「反則負け」は「一本」を相手に取られたものと同等にみなす。一度の反則行為のみで反則負けになった選手は、その試合の代表戦およびその次の試合（例えば準決勝の後の決勝戦）のみ出場できない。

上記の処置について、形勢が不利な試合者が反則行為または反則に近い行為を行い、かつ、事故に至らないと判断される場合には、試合を止めずに後で「待て」を宣告したときに、反則の宣告ならびに指導を行うことができる。もしくは、「そのまま」を宣告し、中断した姿勢のままで反則の宣告ならびに指導を行うこともできる。

第27条 下記の各項に該当する行為を反則とし、各反則行為に対する罰則を次のように定める。

下記の第 1 項～第 9 項の反則行為に対しては「反則負け」と判定する。

1. 柔道精神に反する暴力行為を行うこと。
2. うつ伏せの体勢にある相手の頸部に対して、足裏、膝等で打撃を加えること。
3. 肘関節以外の関節を故意に取ること。
4. 腕緘等の関節技に際し、相手の肩関節を脱臼させること
5. 主審が「待て」と宣告した後に関節技を施すこと。
6. 河津掛で投げること。
7. 前屈した姿勢で内股・跳腰・払腰等により巻き込むこと。
8. 立った姿勢から腋固めを施す場合一挙に体を捨てること。
9. 蟹挟みを施すこと。

下記の第 10 項～第 14 項の反則行為に対して「警告」または「反則負け」と判定する。

10. 試合者が相手の体に危害を及ぼすような行為を行うこと。
11. 柔道精神に反する言葉を発すること。
12. 払腰や内股等を掛けられたとき、相手の支えている脚を内側から刈るまたは払うこと。

13. 相手または自己の頸部および脊柱に障害を及ぼすような動作をすること。なお、立ち姿勢から、肩三角グリップ等のように腕を相手の首に巻き付けて引き込み返しを施す場合もこれに該当する。
14. 試合者の一方が背後からからみついたとき、これを制しながら故意に同体となって後方に倒れること。

下記の第 15 項～第 30 項の反則行為に対して「注意」または「警告」と判定する。

15. 故意に場外に出ること。
16. 立ったままで、試合者が不注意に場外へ出る行為を繰り返すこと。なお、不注意で場外に出たと判断される場合は、まず一度試合場の中央で試合するように口頭で指導する。
17. 故意に相手を場外に押し出すこと。
18. 相手と組もうとしないこと。
19. 立ったままで、試合者が互いの手の指を組み合す姿勢を続けること。
20. 立ったまま柔道衣や帯を持った相手の手を膝や足で蹴り離すこと。
21. 主審が「待て」と宣告した後に、関節技以外の技を施すこと。
22. 胴部、頸部または頭部を直接両脚で挟んで締めること。
23. 背が畳についている相手を引き上げ、または抱き上げた後、故意に相手を突き落とすこと。
24. 帯の端や上衣の裾を相手の手に一周以上巻きつけること。
25. 相手の顔面に直接手や足を掛けること。但し、袈裟固めで抑え込まれている選手が「巧み」に顔面に足を掛けて逃れた場合は反則としない。
26. 絞め技等の際に、故意または繰り返し、襟や手により口から上の顔面に危害を加えること。
27. 固め技のとき、故意に相手の帯や襟に直接足を掛けること。また相手の指を逆にして引き離すこと。
28. 相手の 3 本以下の指を握りつぶけること。
29. 故意または繰り返し服装等を乱すこと。また審判員の許可を得ないで勝手に帯等を締め直すこと。
30. 主審の指示に従わないこと。

下記の第 31 項～第 34 項の反則行為を、故意または繰り返し行った場合、「注意」と判定する。
なお、故意か否かは審判員が判断するものとする。

31. 相手の袖口や裾口に指を入れること。
32. 双手刈り等に似せて相手の足にしがみつくこと。
33. 組際の引き込みの際に、両手で相手の帯より上を握らず引き込むこと。
34. 引き込みに似せて、組まずに倒れ込むことや座り込むこと。ただし、途中で持ち手が外れたような場合は、故意でなければ反則行為と判定しない。

下記の第 35 項～第 37 項の行為は反則行為と判定しない。

35. 立技の際に片襟を持ち続けること
36. 立技の際に下穿を持って守ること。
37. 引き込んだ後に、相手によってつり上げられる行為を繰り返すこと。

第28条 「一本」の判定は下記の各項によって行う。

1. 投げ技
技を掛けるか、相手の技を外すか、または相手の技を返して、相手を相当な勢いあるいは弾みで仰向けに倒して、相手の背中全体がほぼ同時に畳に接する技が施されたとき。試合者が投げられたとき、意識的に頭と足で体を支え、背部を畳につけない場合でも、「一本」の条件を満たすときは「一本」と判定する。
2. 固め技
 - (1) 「参った」と発声するか、または手か足で相手または自己の体あるいは畳を 2 度以上打って合図したとき。
 - (2) 「抑え込み」と宣告があった後 30 秒間、抑えられた者が抑え込む技を外すことができなかったとき。
 - (3) 絞め技で明らかに落ちたとき、関節技で明らかに肘関節が脱臼したり、上腕骨が折れたとき。なお、関節技で完全に極まったと審判員が判定した場合、見込みで「一本」を宣告する。

第29条 「技有り」の判定は下記の各項によって行う。

1. 投げ技で完全に「一本」と認め難いが、今少しで「一本」となるような技が施されたとき。
2. 抑え込み技で25秒以上経過したとき。

第30条 各種の技の判定は下記の各項によって行う。

1. 投げ技
 - (1) 巴投げを施したとき、直ぐには効果がなく、一度畳に背をつけた姿勢からなおもその動作を続け、それによって鮮やかに投げたときは、「技有り」と判定する。
 - (2) 引き込み返しおよび隅返しは、投げ技としての効果を認める。
 - (3) 腕返しは投げ技としての効果を認めない。
 - (4) カメ投げ等により、少なくとも片方の試合者が寝姿勢である状態から、一気に投げ技に変化して投げた場合は投げ技としての効果を認めない。
2. 固め技
 - (1) 横三角からの抑え込みに関しては、互いの体の前面を接触させ、抑え込む者の臀部が畳から離れた場合は抑え込みと認める。上記に該当しない場合、横三角からの抑え込みは認めない。
 - (2) 腕でキーロックを作り、相手を仰向けにした形で制していれば、抑え込みと認める。
 - (3) 腕だけを巻き込んだ形（袈裟固めの首が抜けた形等）、その他相手と向かい合っていない抑え方、又は相手に背を向けて抑える抑え込みについては、直接その形に入っただけでは抑え込みとして原則認めないが、「抑え込み」の宣言があった後にそのような形に変化しても抑え制しているときは、抑え込みは継続しているものとみなす。
 - (4) 肩三角グリップ等の肩と首を抱える体勢での抑え込みは、相手の上で概ね向かい合って制し、かつ抑えられた者の頸部に重大な支障を及ぼすと判断されない場合は、抑え込みと認める。
 - (5) 前三角から逆転し馬乗りとなった形の抑え込みは認めない。

第31条 主審は、抑え込み技が完全にその体制に入ったと認めたとき、「抑え込み」と宣言しながら片手を試合者に向け、斜め下方に挙げる。「抑え込み」と宣告した後で技をはずしたときは、「解けた」と宣告しながら片手を体の前方で左右に数回早く振る。

第32条 場外際における試合の継続については次のとおりとする。

1. 宣告された「抑え込み」の場合、試合者が場外に出て試合継続不可能になると主審が判断したときは、主審は「そのまま」と宣告して双方の動作を停止させ、その体勢のまま場内の適当なところに引き入れて、「よし」と宣告して試合を継続させる。
2. 場外に出て試合継続ができなくなると予想される寝技の場合、試合者双方の動作が一時停止し、しばらくその体勢に変化を生じないと見られるときは、前項と同様にしてその体勢のまま場内の適当なところに引き入れて試合を継続させる。
3. 本条第2項は、立ち技の場合においてもこれを適用する。

第33条 試合時間終了の合図と同時に施された投げ技は判定の対象となる。また「抑え込み」の宣言があった場合には、終了時間が来てもその結末がつくまで試合時間は延長される。

第34条 試合者が絞め落とされた場合、主審は試合場に顧問医師を呼び、顧問医師が当該試合者に活法等の救急処置を講ずる。

第35条 試合中に負傷・疾病が発生した場合、主審は「待て」を宣告して試合を中断し、以下の対応を行う。

1. 重傷事故
 - (1) 選手が頭部や脊柱に強い衝撃を受けたとき、骨折や脱臼などの重大な事故もしくは疾病が発生したとき、主審は試合場に顧問医師を呼び、診察を依頼する。
 - (2) 顧問医師および審判員は負傷者・発病者を観衆の視線から遮らせるように対処する。
 - (3) 顧問医師は負傷者・発病者を診察して、試合続行可否に関する顧問医師の判断を主審に告げる
 - (4) 試合を継続するか中止するかは、負傷者・発病者の所属するチームの監督の意見を聴取したうえで、大会顧問医師の意見を尊重し、審判員の合議によって決定する。
 - (5) 相手の反則行為によらないで中止を決定した場合、主審は、負傷者・発病者に対し「痛み負け」と宣告し、負傷者・発病者は退く。相手の試合者は残って、次の試合者と対戦する。

- (6) 相手の反則行為により中止を決定した場合、主審は相手の試合者に対して「反則負け」を宣告し、相手の試合者は退く。負傷者・発病者も退くが、負傷者・発病者のチームは代理として1名の試合者を補欠者より選び、出場させることができる。
- (7) 前項、前々項の規定により退いた負傷者・発病者は、その試合の代表戦およびその次の試合（例えば準決勝の後の決勝戦）のみ出場できない。

2. 軽微な負傷

- (1) 爪の損傷や出血など軽微な負傷があった場合、主審は負傷者に顧問医師席で治療を受けるように指示する
- (2) 副審1名が顧問医師席まで負傷者に帯同し、適切な処置が行われることを確認する。
- (3) 顧問医師が止血等適切な医療援助処置を試合者に講ずる。
- (4) 同部位からの再出血等に対して再治療を受ける回数の制限はないものとする。

第36条 本規定に記されていない事態が生じた場合は、登録された審判員の合議によってこれを処置する。

付則

第37条 本規定の改定は「主将審判会議」によって行う。

第38条 本規定は昭和57年7月17日より施行する。

第39条 本大会の前日に、各大学柔道部の部長、師範、登録した審判員、監督、主将、主務等の代表者によって「主将審判会議」を開き、大会の運営や試合審判規定に関する申し合わせや協議を行い、あわせて試合の組合わせ抽選を行う。

第40条 本大会終了後、各大学柔道部の部長、師範、審判員、監督、主将、主務等の代表者によって「反省会」を開き、本大会の発展に資するための協議を行う。

第41条 「主将審判会議」における決議方法は、5大学以上の賛成でこれを決する。ただし、「前文」の改訂に際しては、7大学の全会一致を理想とする。

七大学柔道女子試合審判規定

原則として、「七大学柔道大会試合審判規定」に則る。但し、以下の場合はその限りでない。

- ① 1チームの試合者数とチーム編成（関連条項 第 1、3 条）
 1. 1チームの試合者は3名とする。
 2. 原則として各大学より1チームを出す。ただし、選手が3人に満たない2校以上の大学は、以下の手続きを履践することで、連合チームを構成できる。
 - (1) 大会の5週間以上前の主管校が定めた期日までに、七大学に情報共有する。
 - (2) 大会3週間前までにメールないしは会議にて審議を行い、7大学のうち5大学以上の賛成、かつ、女子選手が出場する全ての大学の賛成があった場合に限り、連合チームを構成できる。なお、反対理由の表明は任意とする。
- ② 選手登録・出場（関連条項 第 1、3 条）

他大学の練習生の選手登録・出場について、以下に定める。

 1. 練習生の出場資格は以下のとおりとする。
 - (1) 七大学柔道部において七大学柔道部員と同様の稽古（練習）を積んでいると七大学柔道部が推薦すること。
 - (2) 七大学以外の大学に在学中の学部学生であること。なお大学とは以下を指すものとする。
 - 文部科学省認可の大学（学部）および短期大学
 - 学位授与機構が認定した防衛大学校、防衛医科大学校、水産 大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発総合 大学校、国立看護大学校
 - 高等専門学校（5年間一貫の専門的教育）の4年次・5年次生、および専攻科生
 - 専修学校の専門課程（高等学校卒業以上対象）で、短期大学の卒業に相当する取扱いを受けると判断された学校
 2. 練習生を七大学に出場させたい大学と主管校は、以下の手続きを履践する。
 - (1) 大会の5週間以上前の主管校が定めた期日までに当該練習生の大学における身分を明示し、それに基づき本人の身分を照会できる情報を、所定の申請書様式に則り柔道部長（顧問教員）名で七大学に情報共有する。
 - (2) 当該練習生の出場について、各大学から特別異議がなければ原則として出場可とする。ただし、異議が出た場合の対応を以下に定める。
 - 各大学は、練習生の出場申請書の内容を事前に審査し、その内容に疑問がある場合は、出場申請大学に対し、問い合わせをすることができる。
 - 当該練習生に関する資格やその他の情報に重大な疑義がある場合には、大会の1週間前までに主管校にその出場の停止を求めることができる。但し、出場停止を求める大学は、その重大な疑義を疎明できる資料を同時に提出しなければならない。
 - 前項の場合、主管校は大会前日までに七大学の代表者が参加する会議を開催し、出場停止を求める大学より入手した疎明資料を協議し、7大学のうち5大学以上の賛成があった場合は当該練習生の出場を停止する。
- ③ 代表戦（関連条項 第 7 条）
 1. 決勝戦以外：代表戦の回数は1回とする。
 - (1) トーナメントの場合、代表戦で勝敗が決しない場合は抽選にて決定する。
 - (2) リーグ戦の場合、代表戦で勝敗が決しない場合は引き分けとする。
 2. 決勝戦：代表戦の回数は3回までとし、代表戦で勝敗が決しない場合は両校優勝とする。
- ④ 試合の形式、組み合わせおよび順序（関連条項 第 2、6 条）
 1. 出場が4チーム以上の場合にはトーナメント戦を行う。
 2. 出場が3チームの場合にはリーグ戦を行ったのち、以下の優先順位で上位2チームを選出し、決勝戦を行う。
 - (1) チーム戦績の良いチーム
 - (2) 残り人数の多いチーム（ただし、代表戦は含めない）
 - (3) くじ引きによる抽選
- ⑤ 試合時間（関連条項 第 8 条）

大将ならびに副将の試合時間も、6分とする。

短期海外留学生の出場資格と出場手続

- 短期海外留学生を七大戦に出場させたい大学は、以下の手続を履践する。
 - 毎年4月末日までに当該留学生の大学における身分を明示し、それに基づき当人の身分を照会できる情報を、後記の予備登録申請書様式に則り柔道部長（顧問教員）名で主管校に送付する。
 - 主管校は前記予備登録申請書の写しを速やかに各大学に送付し、当該留学生に関する情報を各大学で共有する。
 - 当該留学生の出場について各大学から特別異議がなければ原則出場可とする。
- 短期海外留学生の出場資格は以下のとおりとする。
 - 短期留学生の出場資格については、該当者が七大学柔道大会の審判規定に従い、その理念を損なわないことを出場の条件とし、各大学の出場者を5名以内とする。
 - 短期海外留学生の留学期間は2学期制をとる大学においては1学期以上、4学期制をとる大学においては2学期以上とし、少なくとも、当該大学柔道部に入部し1ヶ月以上の練習期間を経た者とする。
 - 短期海外留学生は、交換留学生を基本とし、七大学の各学部で単位を取得し、その単位を国際交流協定締結先の大学の単位に互換することができる者とする。従って単なる聴講生の出場を認めない。
- 各大学は、短期海外留学生の予備登録申請書の内容を事前に審査し、その内容に疑義がある場合には、出場申請大学に対し、問い合わせをすることができる。
- 短期海外留学生に関する資格やその他の情報に重大な疑義がある場合には、各大学は七大戦の一週間前までに主管校にその出場の停止を求めることができる。但し、出場停止を求める大学は、その重大な疑義を疎明できる資料を同時に提出しなければならない。
- 主管校は、前項の場合、出場停止を求める大学より入手した疎明資料を七大戦の直前の主将審判会議において協議し、当該留学生の出場の可否を決する。

【予備登録申請書様式】

- ① 出場予定者氏名（年齢） : (才)
- ② 所属学部・学年 : 学部
- ③ 柔道経験年数（段位） : (段)
- ④ 身長・体重 : cm k g
- ⑤ 在籍する交流協定締結先大学・学部・学年 :
- ⑥ 留学期間（6ヶ月以上） : 年 月 日～ 年 月 日
- ⑦ 短期留学プログラム名・概要 :
- ⑧ 在籍証明書（写）の添付

七大学柔道大会試合運営に関する申し合わせ事項

1. 昭和63年度東北大学における主将審判会議での合意事項
審判の誤認により試合が中断した場合には、審判は事態についての説明を行うものとする。
2. 平成元年度名古屋大学における主将審判会議での合意事項
 - 1) 選手登録の変更については、主将審判会議をその最後の機会とする。
 - 2) オーダー表の書き間違いについては、単純ミスは訂正の理由とならない。但し、様々なアクシデントを考慮して、1)、2) については柔軟に対応する。
3. 平成5年度京都大学における主将審判会議での合意事項
審判員は、場外際の判定については試合の進行の連続性を重んじて行うものとする。但し、立技においては、試合場の物理的状況や試合者の安全等を考慮し、主審は「待て」をかける。
4. 平成12年度京都大学における反省会での合意事項
主管大学は、顧問ドクターを決めて氏名をパンフレットに記すこと。各大学宿舎から最寄の救急病院名、連絡先などをパンフレットもしくは主将審判会議資料に添付する。
5. 平成20年度東北大学における主将審判会議での合意事項
「試合審判規定原本」については、七大学が合意したものを東京大学が管理し、そのPDF版を東京大学のホームページで公開する。他大学は、適宜、ホームページから東京大学のホームページにリンクを張ることとする（ファイルの拡散を防ぐため、ダウンロードしたものを別の場所に格納することは極力避けることとする）。また、原本末尾には更新履歴を記録することとする。
6. 平成27年度東北大学における主将審判会議での合意事項
 - 1) 出場選手が15人に満たない場合、対戦表では出場選手を後ろに寄せて表示する。すなわち、8分間の試合時間で行われる副将・大将は、両チームとも配置する。
 - 2) 代表戦への出場選手名は紙に書いて提出する。
7. 令和7年度北海道大学における臨時主将審判会議での合意事項
 - 1) 大会1日目・2日目の朝に審判員の打ち合わせを実施する。
 - 2) 参加校が6校の場合はトーナメント戦を実施する。1回戦の敗者3校による敗者復活リーグの勝ち上がり大学は以下のように決定する。
 - (1) 2勝した大学を準決勝進出とする。大将戦での試合で勝敗が決しない場合は、第7条に則り3回の代表戦を行い、代表戦でも勝敗が決しない場合は抽籤にて勝者を決定する。
 - (2) 3校が1勝1敗になった場合は、3枚の抽籤にて準決勝進出大学を決定する。
 - 3) 主管校は、顧問医師ならびに医療行為について以下の対応を行うことが望ましい。
 - (1) 顧問医師として、七大学柔道大会試合審判規定に精通している者を選任する。
 - (2) ドクター席には試合中の外傷処置ができる医療用具を整備し、担架を準備する。
 - (3) 重症者が発生を想定し、試合会場から近い救急病院への救急搬送ができるように準備する。

※掲載・改定履歴

- 初回掲載 平成 20 年 5 月 9 日
- 2 回掲載 平成 21 年 4 月 16 日
- 3 回掲載 平成 22 年 1 月 23 日
- 4 回掲載 平成 22 年 6 月 15 日
- 5 回掲載 平成 26 年 12 月 10 日
- 6 回掲載 平成 27 年 11 月 30 日
- 7 回掲載 平成 29 年 4 月 10 日
- 8 回掲載 平成 29 年 8 月 20 日
- 9 回掲載 令和 5 年 3 月 5 日
- 10 回掲載 令和 7 年 5 月 11 日 (令和 7 年度第 3 回臨時主将審判会議で改定を合意)
- 11 回掲載 令和 8 年 5 月 17 日 (令和 8 年度第 1 回臨時主将審判会議で第 1 条の復元を合意)